

議案 1 号

長野都市計画

長野都市計画道路の変更
(長野県決定)

第 93 回 長野市都市計画審議会

令和 7 年 5 月 19 日

都市整備部 都市計画課

長野都市計画道路の変更(長野県決定)

都市計画道路中 3・3・5 号城北線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・5	城北線	長野市 大字南長野 字石堂南	長野市 吉田 2 丁目	長野市 大字長野 字池田	約 5,180m	地 表 式	4	22m	幹線街路と平面交差 10 箇所	
	車線数の内訳		4 車線			約 2,690m					
			2 車線			約 2,490m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、当該路線と交差する都市計画道路の廃止に伴い、一部区域を変更するものである。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

変更理由書

1 都市計画道路の概要

長野都市計画道路は、都市の将来像を実現するための道路網として、現在 102 路線が計画決定されている。しかし、その多くが高度経済成長期に市街地の拡大と交通量の増加を前提に計画されたもので、計画総延長 260.41km のうち、整備済延長は合計 159.76km であり、整備率は 61.3%に留まっている（令和 6 年 3 月末時点）。近年の少子高齢化とそれに伴う人口減少、経済成長の鈍化、整備未着手状態および建築制限の長期化などの課題があることから、必要性に変化が生じている都市計画道路について見直しを行うべき状況となっている。

このような中、長野市では都市計画マスタープランに示す集約型の都市構造に対応した効率的な道路網を再構築するため、市内の都市計画道路のうち、計画決定以後、長期にわたり整備未着手となっている路線（区間）について、平成 16 年から第 1 回目の都市計画道路の見直しに着手し、住民意見の反映を行い、平成 25 年に第 1 回都市計画道路見直し方針を策定しており、この方針に基づき、平成 29 年までに、関係路線の変更手続きを行っている。

第 2 回目の都市計画道路の見直しは令和 2 年から着手し、令和 6 年 10 月には第 2 回都市計画道路見直し案を公表している。この見直し案では、3・6・21号城山小学校通りをはじめ 6 路線が廃止候補路線に位置付けられており、地元地域との合意形成や、関係機関協議が整った路線から、順次都市計画道路の廃止を行うこととしている。

2 3・3・5号城北線の変更

今回変更する 3・3・5号城北線は、長野市大字南長野字石堂南を起点に、吉田二丁目を終点とする道路であり、長野駅善光寺口から 3・4・36号高田若槻線までを結ぶ延長約 5,180m、幅員 22m の幹線道路である。今回の変更は上述した見直し方針に基づく 3・6・21号城山小学校通りの廃止（長野市決定）に伴い、当該路線との交点部における隅切りを削除するものである。

なお、3・3・5号城北線の未整備区間は、長野市街地の主要な幹線道路として一定以上の将来交通需要が見込まれており、円滑な交通処理機能や安全な歩行空間の確保など整備の有効性が高い区間となっているが、善光寺城山風致地区周辺に計画されていることから、歴史的景観の保全を図る観点から実現性に課題を有するため、上述した見直し方針において、変更候補路線に位置付けられている。しかし、変更にあたっては関係機関との調整など具体的な整備方針の確定に期間を要することから、今回は隅切り部の削除のみ行う。

（参考）3・6・21 号城山小学校通り廃止理由

本路線の東側区間は都市計画決定と同様の幅員で市道路事業にて整備が行われており、西側区間についても、本路線に並行して主要地方道長野信濃線が整備されていることから、本路線の代替機能が確保されている。また、善光寺周辺の良好な歴史的まちなみを保全する観点から本路線のさらなる整備の必要性は低いため廃止する。

なお、交通量推計により本路線が廃止されても交通需給バランスに与える変化・影響は極めて少ないことを確認している。

新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・3・5	城北線	長野市 大字南長野 字石堂南	長野市 吉田2丁目	長野市 大字長野 字池田	約 5,180m	地表式		22m	幹線街路と平面交差 11箇所	

(新)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・3・5	城北線	長野市 大字南長野 字石堂南	長野市 吉田2丁目	長野市 大字長野 字池田	約 5,180m	地表式	4	22m	幹線街路と平面交差 10箇所	※
	車線数の内訳		4車線			約 2,690m					
			2車線			約 2,490m					

※隅切り（都市計画道路 3・6・21 城山小学校通りとの交差点）の削除

3・3・5号 城北線

WILEY-INTERSCIENCE

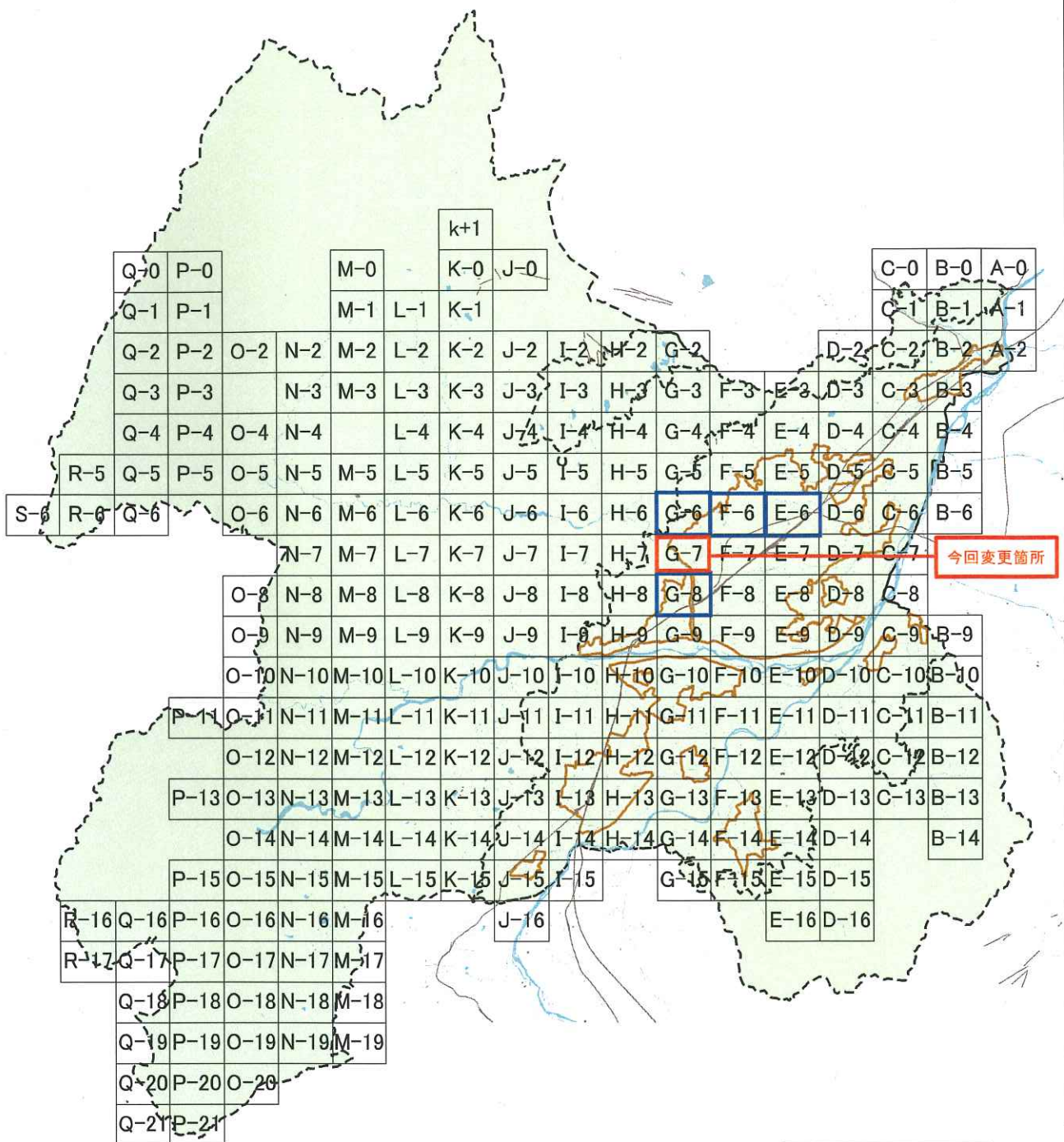
削除区間 隅切り部

既決定区間	
削除区間	

REVIEWS & DISCUSSION

「この上に封筒をの紙に半畳を折込み、こ

長野都市計画道路の変更
図郭割図 (1/2,500 地形図)

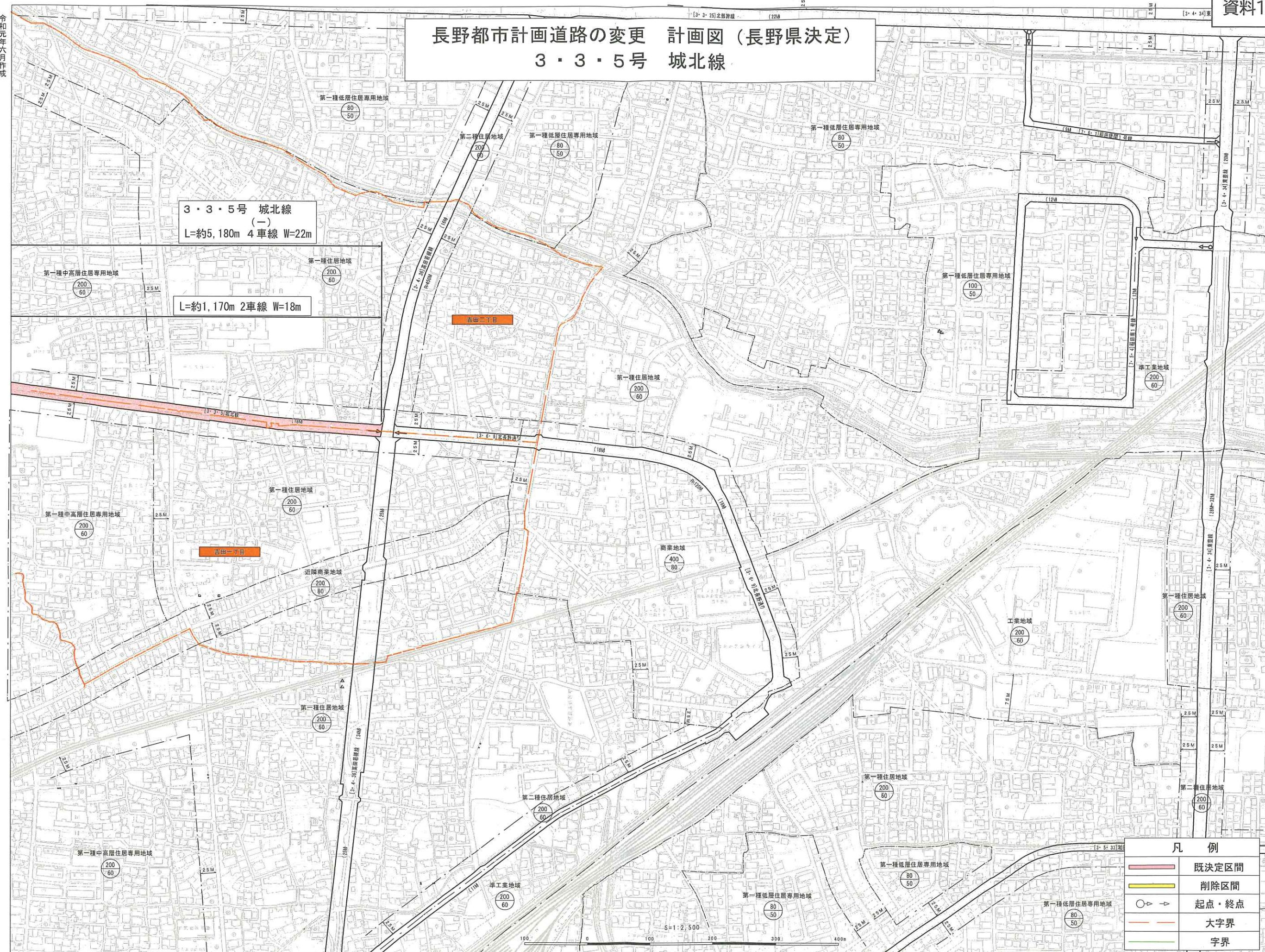


凡例

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 行政区域

長野都市計画道路の変更 計画図（長野県決定）
3・3・5号 城北線

令和元年六月作成



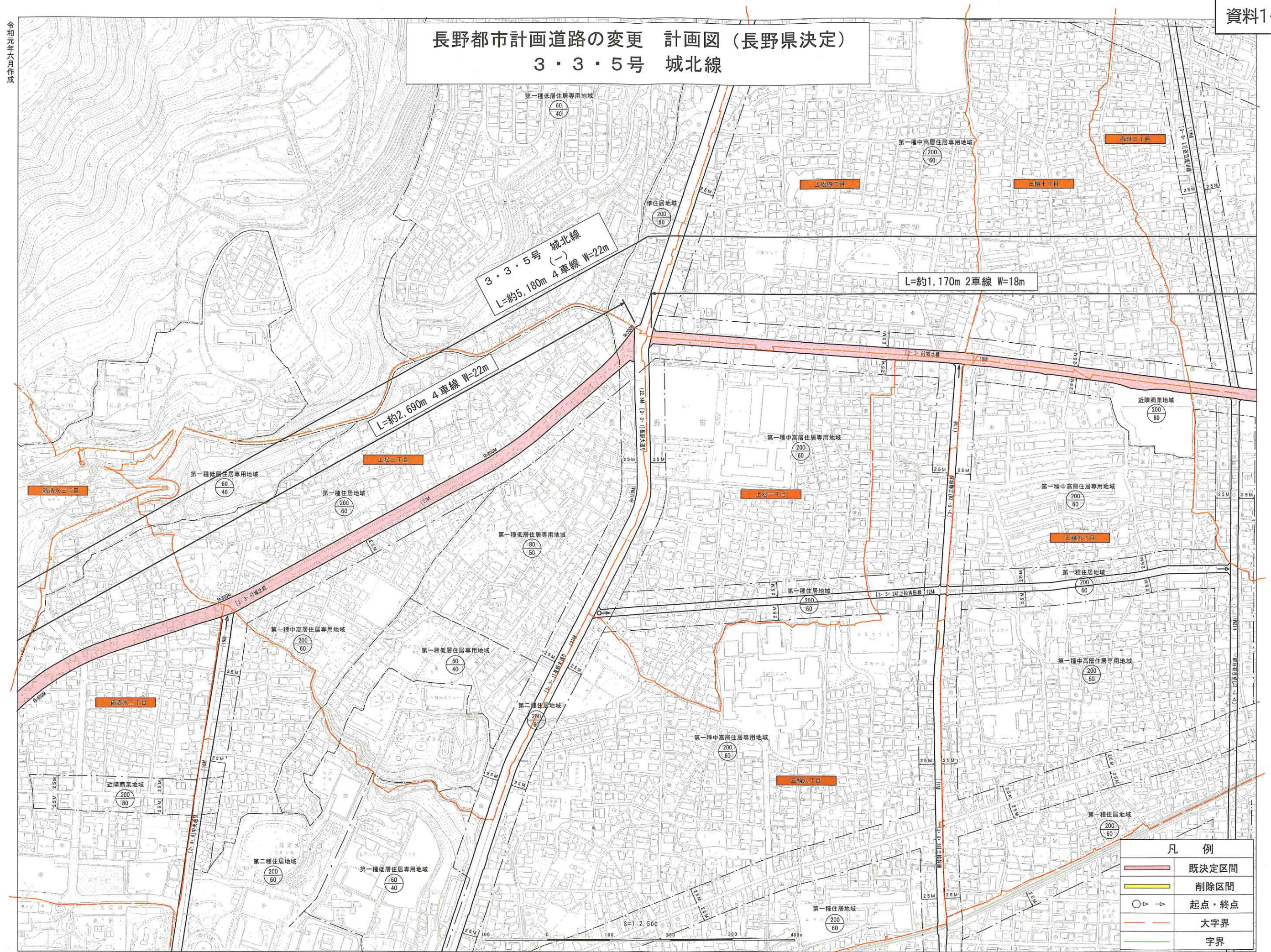
3・3・5号 城北線
(一)
L=約5,180m 4車線 W=22m

L=約1,170m 2車線 W=18m

凡 例	
	既決定区間
	削除区間
	起点・終点
	大字界
	字界

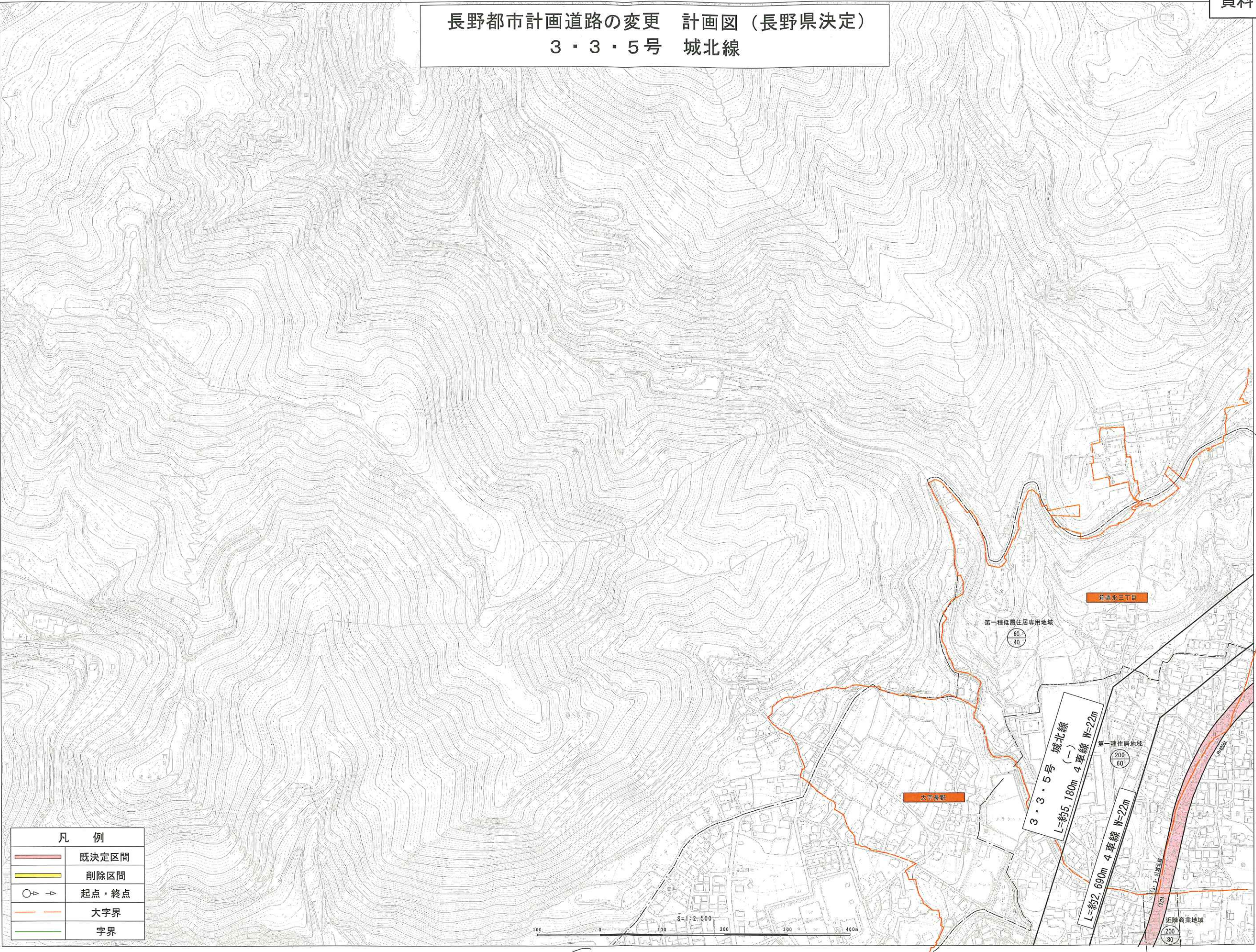
長野都市計画道路の変更 計画図（長野県決定）
3・3・5号 城北線

令和元年六月作成



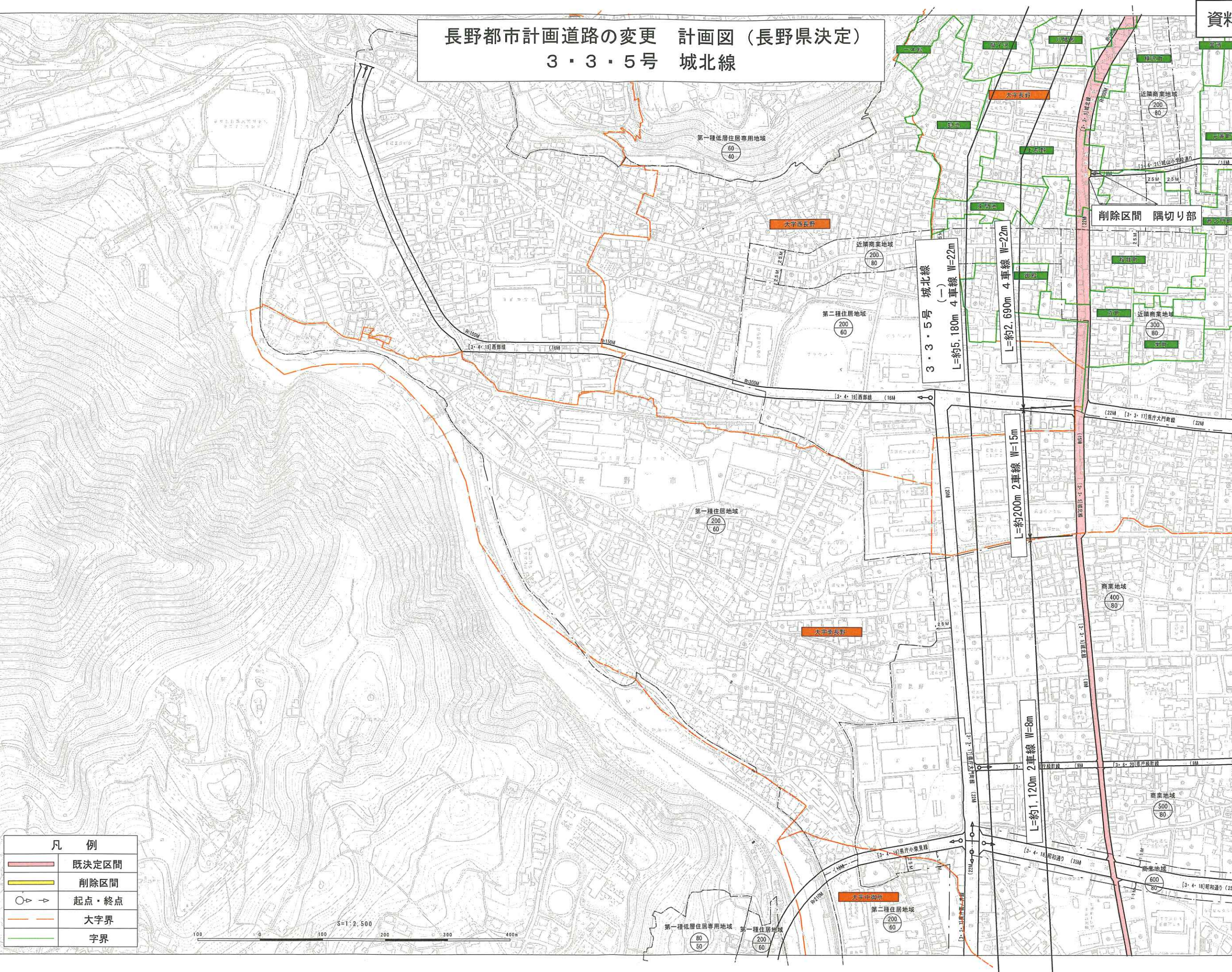
長野都市計画道路の変更 計画図（長野県決定）
3・3・5号 城北線

令和元年六月作成

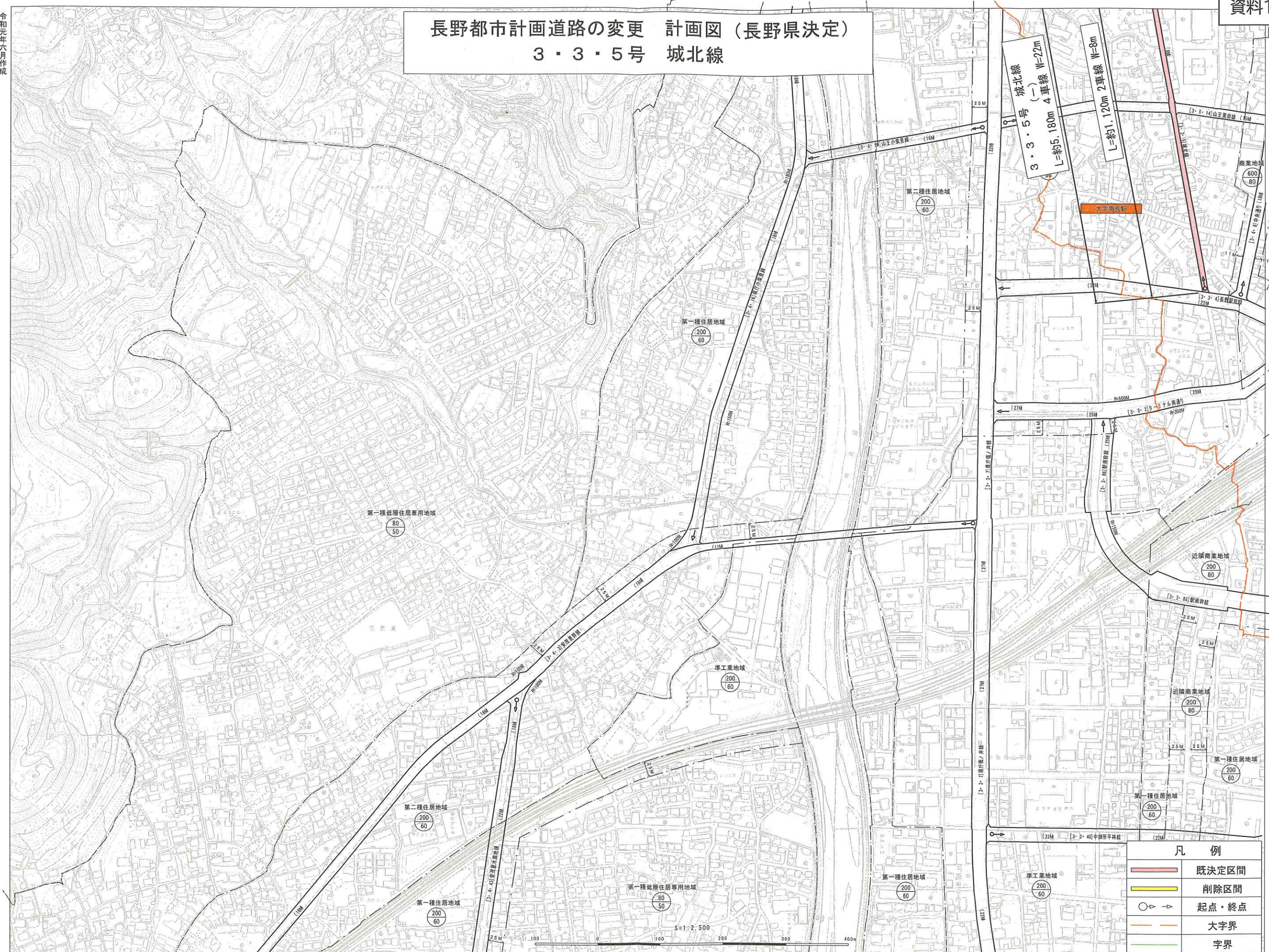


長野都市計画道路の変更 計画図（長野県決定）
3・3・5号 城北線

令和元年六月作成



長野都市計画道路の変更 計画図（長野県決定）
3・3・5号 城北線



【都市計画の策定の経緯の概要】

○長野都市計画道路の変更（3・3・5号 城北線） 長野県決定

事 項	時 期	備 考
地元説明	令和6年10月28日（月）～ 令和6年10月29日（火）	第一地区、第二地区
変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和6年12月4日（水）	
公聴会開催公告	令和7年1月23日（木）	県報、市広報誌、 県ホームページ
素案の閲覧	令和7年1月24日（金）～ 令和7年2月21日（金）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和7年2月22日（土）	公述の申出がなかったため中止
市町村への意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和7年3月13日（木）	
都市計画案の縦覧公告 （都市計画法第17条第1項）	令和7年4月10日（木）	県報、市広報誌、 県ホームページ
都市計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和7年4月11日（金）～ 令和7年4月24日（木）	
市町村意見聴取回答 （都市計画法第18条第1項）	令和7年5月中旬	以下、予定
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和7年6月上旬	
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和7年7月中旬	